

低炭素建築物新築等計画の認定申請等手数料

区分			金額 (円)	
建築物	評価方法	床面積の合計 ※ 3	新規申請	変更申請
			(直前の認定と評価方法が異なる又は床面積の合計が増加する変更申請を含む)	(直前の認定と評価方法が同じ変更申請に限る)
非住宅	標準入力法等	300平方メートル未満	261,300	131,300
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	326,800	164,000
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	421,200	211,200
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	600,000	300,600
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	738,500	369,800
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	872,400	436,800
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	994,900	498,100
		50,000平方メートル以上	1,240,000	620,600
	モデル建物法 ※ 1	300平方メートル未満	101,500	51,400
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	128,600	64,900
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	168,500	84,900
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	271,200	136,200
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	353,400	177,300
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	424,200	212,700
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	497,300	249,200
		50,000平方メートル以上	643,400	322,300
非住宅	登録建築物エネルギー消費性能 判定機関が法 第54条第1項 各号の基準に適合していると認め たもの ※ 2	300平方メートル未満	11,000	6,100
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	19,000	10,100
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	30,700	16,000
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	91,600	46,400
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	144,900	73,100
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	182,900	92,100
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	228,600	114,900
		50,000平方メートル以上	319,900	160,600
一戸建ての 住宅	性能基準	200平方メートル未満	41,400	21,300
		200平方メートル以上	46,000	23,600
	登録住宅性能 評価機関が法 第54条第1項 各号の基準に適合していると認め たもの ※ 2		5,600	3,400

低炭素建築物新築等計画の認定申請等手数料

区分			金額 (円)	
建築物	評価方法	床面積の合計 ※ 3	新規申請	変更申請
			(直前の認定と評価方法が異なる又は床面積の合計が増加する変更申請を含む)	(直前の認定と評価方法が同じ変更申請に限る)
共同住宅等 (一戸建ての住宅以外の住宅)	性能基準	300平方メートル未満	81,000	41,100
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	133,500	67,400
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	225,600	113,500
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	322,400	161,900
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	632,400	317,000
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,116,900	559,600
		50,000平方メートル以上	2,050,900	1,027,100
	登録住宅性能 評価機関が法 第54条第1項 各号の基準に適合していると認め たもの ※ 2	300平方メートル未満	11,000	6,100
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	23,200	12,200
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	51,400	26,300
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	91,800	46,600
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	147,700	74,600
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	223,500	112,900
		50,000平方メートル以上	339,400	171,300
複合建築物 (非住宅部分と住宅部分を有する建築物)			非住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額と、住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額	

※ 1 モデル建物法とは、次に定めるものです。

一 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。(以降「省令」といいます。))
第10条第一号イ (2) に定める方法によるもの。

二 一次エネルギー消費量に関する基準

省令第10条第一号ロ (2) に準じた (*) 方法によるもの。

* 準じた方法とは、省令第11条のEst (基準一次エネルギー消費量) を次のとおりとします。

$$\text{Est} = (\text{Esac} + \text{Esv} + \text{Esl} + \text{Esw} + \text{Esev}) \times 0.9 + \text{Em} \div 1000$$

(添え字は本来は大文字です)

※ 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号の基準に

適合すると認めた図書又はその写しを添付してください (写しを添付する場合は、認定申請時に原本を確認します)。

※ 3 「床面積の合計」は、認定等に係る建築物の部分の「床面積の合計」です。

ただし、「床面積の合計」が増加する変更の場合は、元の「床面積の合計」×0.5に、変更によって増加する部分の「床面積の合計」を加えた値を「床面積の合計」とします。